



第2期庄原市行政経営改革大綱

(策定案 資料)

パブリックコメント 手続資料

本資料は、パブリックコメント手続きにより皆さまのご意見をいただくために市の整理方針（案）を作成したものです。

第2期庄原市行政経営改革大綱は、現在、学識経験者や市民の代表など11人で構成する行政経営改革審議会（以下「審議会」といいます。）でも内容について、審議をいただいています。

今回のパブリックコメントでいただいた意見と審議会で審議された内容を考慮し、最終的に市長が第2期庄原市行政経営改革大綱を決定することとなります。

なお、パブリックコメントで提出された意見や審議会の審議概要は、大綱の策定内容とともにホームページや広報しょうばらなどで公表します。

平成 年 月

庄原市

第1期大綱掲載項目	第2期大綱掲載（案）	ページ
1．行政評価の推進	1．行政評価の推進	
（1）行政評価システムの構築	（1）行政評価システムの構築	1
2．組織機構及び職員定数	2．組織機構及び職員定数	
（1）行政組織の再編整備	（1）行政組織の再編整備	2-4
（2）職員定数の適正化 （定員適正化計画の策定）	（2）職員定数の適正化 （定員適正化計画の策定）	5-6
3．職員給与	3．職員給与	
（1）職員給与等の適正化	（1）職員給与等の適正化	7-8
4．職員の意識改革及び能力開発	4．職員の意識改革及び能力開発	
（1）人材育成基本方針の策定	（1）地方分権社会に対応した政策形成・法制執 務能力の向上	9
（2）人事評価制度の導入	（2）人事評価制度の導入	10
5 - 1．財政の健全化	5．財政の健全化	
（1）総括的事項	（1）総括的事項	11
5 - 2．財政の健全化 個別事項（歳入の確保）		
（1）受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	（2）受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	12-13
（2）未利用財産の活用	統合	
（3）収納率の向上と入湯税の統一課税	（3）収納率の向上	14
5 - 3．財政の健全化 個別事項（歳出の抑制）		
（1）補助金の見直し	（4）補助金・負担金の見直し	15-16
（2）委託料の適正化	統合	
（3）公共工事のコスト縮減	掲載終了	17-18
6．民間委託の推進	6．公共施設の最適管理（ファシリティマネジメント） の推進	
（1）事務事業（施設管理を除く）の民間委託	統合	
	（1）総括的事項	19-20
（2）公の施設の管理運営形態の見直し（指定管 理者制度の導入）	（2）指定管理者制度のチェック体制の構築	21-22
新規掲載項目	（3）インフラ施設の最適管理	23
7．事務事業の見直し	7．事務事業の見直し	
（1）保育所の適正配置と民営化（指定管理者制 度を含む）の推進	（1）保育所・小中学校の遠距離通学支援事業等 の適正化	24
（2）小中学校の適正配置	統合	25
（3）生活交通確保体制の整備	（2）生活交通確保体制の整備	26-27
（4）投票時間の繰り上げ及び投票所の統合	掲載終了	28

第1期大綱掲載項目	第2期大綱掲載（案）	ページ
8．事務改善		
（1）事務手続（補助金申請等）の簡素化	（3）市役所事務事業の充実	29
9．公社・第三セクター等の見直し	8．公社・第三セクター等の見直し	
（1）西城市民病院の健全経営	掲載終了	30
（2）公社・第三セクターの運営の見直し	（1）公社・第三セクターの運営の見直し	31
10．市民との協働	9．「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進	
（1）情報公開と情報提供の推進	（1）まちづくり基本条例の実践	32
（2）市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	（2）市民への適切な情報提供と参画機会の拡大	33-35
（3）自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	（3）市民との協働の推進	36
（4）まちづくり基本条例（仮称）の制定	（4）自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	37-39

行政経営改革などのイメージ

長期総合計画に掲げるまちづくりの基本理念

”げんき”と”やすらぎ”のまちづくり

長期総合計画に掲げる基本理念実現のための「政策」

- (1) 協働の力で笑顔輝くまち（自治・協働）
- (2) さとやま資源の活用で地域が輝くまち（産業・交流）
- (3) 自然と共生で暮らしか輝くまち（環境・基盤・定住）

- (4) 心と体の健康づくりで命が輝くまち（保健・福祉・医療）
- (5) ふるさとを愛する心で人が輝くまち（教育・文化）

政策を具現化する実施策「施策」

政策の(2)の地域が輝くまちの場合
中項目：3 観光産業の推進
小項目：観光ネットワークの形成
交流イベントの開催
観光施設の整備促進

個々の具体的な実施事業「事務事業」

感動！観光振興プロジェクト
道の駅たかの整備事業
観光施設誘導案内看板整備事業
市街地周辺自転車活用事業
ふれあい東城まつり実施事業

長期総合計画 実施計画

反映

行政経営改革大綱

限られた財源・人材・資源の中で、より効率的で効果的な行政運営を行い、まちづくりの基本理念を実現する。

財政計画

中長期的な財政見通しを立て、将来に向けての財政状況を把握するとともに、計画的な財政運営を図るため、策定するもの。

行政評価指針

事務事業を評価し、その結果を次の事業実施に活かしていく手段です。また、結果を公表し、市民への説明責任を果たす。

(職員)定員 適正化計画

指定管理制度
導入の基本方針

持続可能な 財政運営プラン

公債負担
適正化計画

推進

など

など

庄原市行政経営改革大綱の基本的事項

．基本方針

地方自治法第2条第14項に掲げる「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」との規定を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。

同じサービスであればコストを削減し、同じコストであればサービスの向上を図る。

地方分権時代において基礎自治体が担う役割を果たすため、限りある資源（人材・財源・資産等）を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を発揮する。

．視 点

社会環境・経済状況等の変動に伴い、地方分権社会に対応する自治体経営が求められていることから、次の視点をもって改革項目を設定します。

地方分権改革に即した自治体経営

市が自主的・総合的な行政運営を担うことを前提とした仕組みづくり

将来を見据えた財政基盤を確立する自治体経営

経済変動や社会構造の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政基盤づくり

まちづくり基本条例を尊重した自治体経営

庄原市まちづくり基本条例を基底としたまちづくり

．目 標

「限りある資源の中での市民満足度の向上（しあわせづくり）」を目標とし、当面の目標数値は、庄原市長期総合計画に掲げる各項目の満足度の割合とします。

．計画期間

第2期大綱の対象期間は、平成25年度から（普通交付税が一本算定となる）平成32年度末までの8年間とし、実施計画については、前期計画として平成25年度から平成28年度末まで、後期計画として平成29年度から平成32年度末までとし、別途作成します。

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	1. 行政評価の推進	1. 行政評価の推進
小項目	(1) 行政評価システムの構築	(1) 行政評価システムの構築
現状と課題の概要	(1) 現行の事務事業は、計画策定と事業実施、その後の実績整理で完結しており、成果視点での評価や評価に基づく改善システムが導入されていない。 (2) 極めて厳しい財政状況や多様化する住民ニーズに対応するため、事務事業の抜本的な見直し、評価に基づく行財政運営の改善・改革が求められている。	前期と同様の内容で掲載
改革の趣旨	行政資源の効果的・効率的な活用を図り、顧客志向・成果志向の視点を持った行政運営を行うため、事務事業におけるマネジメントサイクル{ (Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Action(改善・改革))}を確立し、市民の声も踏まえた評価結果を計画立案や予算編成、組織・人事に反映させるシステムを構築する。 また、その前段として、事務事業の総点検、抜本的な見直しを行い、行政と民間の役割、経費・成果等を明らかにする。	前期と同様の内容で掲載
前期大綱の実績及び今後の方向性		計画項目のうち「主要施策の成果」の整理、事務事業の抜本見直し等一部項目については実施し、一定の成果がみられたが、柱となる「行政評価システムの具体的実施」は、未達成項目となっている。 市民アンケートでも事業評価の導入・行政マネジメントの推進は、合わせて62%の市民が必要と考えており、早期導入を図る。
対応方針	(1) 本市に適した行政評価システムを調査・研究し、行政評価実行計画(仮称)を策定する。 (2) 行政評価システムは、段階的に導入するものとし、当面、評価の視点を踏まえた事務事業の抜本の見直しを行う。 (3) 主要施策の成果 「主要施策の成果」については、評価の視点をもって実績及び課題整理を行う。	(1) 本市に適した行政評価システムを調査・研究し、 行政評価システムの構築を図る。 (2) 行政評価システムは、段階的に導入するものとし、当面、評価の視点を踏まえた事務事業の抜本の見直しを行う。 (3) 主要施策の成果 「主要施策の成果」については、評価の視点をもって実績及び課題整理を行う。 (4) 市民の参画を得た評価 まちづくり基本条例の趣旨に則り、インターネット等を活用し、広く市民の意見を反映した評価を行う。
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	2 . 組織機構及び職員定数	2 . 組織機構及び職員定数
小項目	(1) 行政組織の再編整備	(1) 行政組織の再編整備
現状と課題の概要	市民と行政の協働による行政運営の推進、また、職員を削減する一方で将来課題へ対応しなければならない状況を踏まえ、本庁・支所への適正な職員配置と機能的な組織・機構の再編整備が求められている。	前期と同様の内容で掲載
改革の趣旨	社会環境の変化や新たな行政課題、多様な住民ニーズに対応するため、合併効果や意思決定の迅速化、さらには支所機能の維持も考慮する中で、課・系の統合を含めた機能的・効率的な組織再編に取り組む。	社会環境の変化や新たな行政課題、多様な住民ニーズに対応するため、合併効果や意思決定の迅速化、さらには支所機能のあり方を検討する中で、課・室・系の統合を含めた機能的・効率的な組織再編に取り組む。
前期大綱の実績及び今後の方向性		行政組織の再編整備については、改革の趣旨に沿った組織体系となるよう毎年度着実な再編を実施し、管理職目標数 (8) も達成した。 今後には、市民アンケートにおいて、より質の高いサービスの提供が可能な人材育成・体制整備、民間へのアウトソーシングを求める意見が非常に多数寄せられたことから、多様化する行政ニーズに対応するため、合併後 8 年を経過し、本庁・支所のあり方・専門性を要する業務に対応できる組織体制等について、検討を行うため継続掲載項目とする。
対応方針	<p>(1) 総括的事項</p> <p>事務事業の総点検を行う中で、行政がすべきこと、民間で行うことが適当若しくは効果的な事項について抜本的に見直し、併せて行政組織の再編・整備を行う。</p> <p>課・系の設置については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に沿って見直す。</p> <p>(2) 職員配置</p> <p>平成22年 4 月の目標定数を踏まえ、「4 年後のあるべき職員配置」を設定する。</p> <p>本庁には、本庁機能の業務と庄原支所の業務を行う職員を配置する。</p> <p>各支所には、支所業務を行う職員を配置する。</p> <p>本庁については、平成18年 4 月において「4 年後のあるべき職員配置」を基本として職員を配置し、本庁機能の充実に向けた体制を整備する。</p>	<p>(1) 総括的事項</p> <p>事務事業の総点検を行う中で、行政がすべきこと、民間で行うことが適当若しくは効果的な事項について抜本的に見直し、併せて行政組織の再編・整備を行う。</p> <p>合併後 8 年を経過し、今後の「本庁・支所の組織・機構のあり方」について検討を行う。</p> <p>(2) 職員配置</p> <p>平成29年 4 月の目標定数を踏まえ、「4 年後のあるべき職員配置」を設定する。</p> <p>本庁には、本所機能の業務と庄原支所の業務を行う職員を配置する。</p> <p>各支所には、支所業務を行う職員を配置する。</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
<p>対応方針のつづき</p>	<p>支所については、平成18年4月において「4年後のあるべき職員配置」に比べ1～8人多い職員を配置し、今後の退職者等を踏まえ、段階的に減員する。</p> <p>権限移譲に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえ、別に検討する。</p> <p>(3) 組織・機構</p> <p>広大な区域面積を考慮し、当分の間、支所を継続設置する。</p> <p>国の動向を踏まえながら、<u>助役・収入役の設置、行政委員会のあり方及び生涯学習分野の市長部局への移管など</u>についても検討を行う。</p> <p>現状や特定課題等に応じて、課・係の新設や統合、分離検討を行う。</p> <p>職員を配置している施設の管理、運営、活用等についても見直しを行う。</p> <p>(4) 支所</p> <p>戸籍・住民票・証明書交付等の窓口業務のほか、福祉、医療、健康推進などの分野については、原則として現行機能を維持する。</p> <p>他の分野については、所管区域の特定業務のほか、相談、確認、連絡、調整など、住民への直接的な対応機能を維持する。</p>	<p>権限移譲に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえ、別に検討する。</p> <p>(3) 組織・機構</p> <p>広大な区域面積を考慮し、当分の間、支所を継続設置する。</p> <p><u>民間・自治振興区等への事務事業のアウトソーシングを推進する。</u></p> <p>国の動向を踏まえながら、行政委員会のあり方についても検討を行う。</p> <p>現状や特定課題等に応じて、課・係の新設や統合、分離検討を行う。</p> <p>職員を配置している施設の管理、運営、活用等についても見直しを行う。</p> <p>(4) 本庁</p> <p><u>地方分権社会の進展、複雑多様化する市民ニーズ、また、専門的な業務に対応できる本所機能の充実に向けた体制を整備する。</u></p> <p>(5) 支所</p> <p>戸籍・住民票・証明書交付等の窓口業務のほか、福祉、医療、健康推進等の分野については、原則として現行機能を維持する。</p> <p>他の分野については、所管区域の特定業務のほか、相談、確認、連絡、調整等、住民への直接的な対応機能を維持する。</p>

所管課 企画課 (行政組織の再編整備) 3ページのうち3ページ目

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
対応方針のつづき	<p>職員数・組織に応じて、事務分掌、決裁権限等の見直しを行う。</p> <p><u>教育課を廃止し、本庁直轄の係設置とする。</u></p> <p><u>ただし、東城地区及び学校統合が終了していない西城・比和地区については、当面、支所教育課を置く。</u></p>	<p>職員数・組織に応じて、事務分掌、決裁権限等の見直しを行う。</p> <p><u>災害対策本部、選挙事務については、勤務場所にとらわれず、居住地対応、税金の申告相談等は、全庁的な支援体制の整備を検討する。</u></p>
その他の留意事項		
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	2 . 組織機構及び職員定数	2 . 組織機構及び職員定数
小項目	(2) 職員定数の適正化 (定員適正化計画の策定)	(2) 職員定数の適正化 (定員適正化計画の策定)
現状と課題の概要	平成17年4月1日現在の総職員数は730人。広大な市域を抱え、本庁及び6支所の継続が基本となるものの、行政組織、自治体の規模に応じた職員定数の適正化(削減)が求められている。	平成25年4月1日現在の総職員数は555人。(病院技術職を除く。)広大な市域を抱え、本庁及び6支所の継続が基本となるものの、行政組織、自治体の規模に応じた職員定数の適正化(削減)が求められている。
改革の趣旨	合併効果として、職員数の適正化(削減)による行政経費の抑制が期待されており、さらに経常収支比率が99.8%(平成16年度決算)という状況を踏まえ、 勸奨退職制度の継続を含め、積極的な職員削減に努める。 なお、 職員の年齢構成バランスを考慮するものの、採用は退職者数の3分の1を限度とする。	合併効果として、職員数の適正化(削減)による行政経費の抑制が期待されており、さらに 経常収支比率が94.9%(平成24年度決算) という状況を踏まえ、職員削減に努める。 なお、 権限移譲事務、再任用制度、事務事業のアウトソーシングの動向に基づき適切な職員の配置を行うこととする。
前期大綱の実績及び今後の方向性		職員定数の適正化については、勸奨退職制度の実施等により、目標人数 598 人を上回る 587 人の実績となったが、今後においても、普通交付税合併算定替の終了を見据える中で、定数抑制の実施が必須となるが、市民アンケートにおいても行政サービス低下を懸念する意見が多いことから、適正な定員管理によりサービス低下を招かないよう十分な配慮を行うこととする。
対応方針	次の内容に沿って「庄原市定員適正化計画」を策定する。 (1) 目標定数は、総職員数(西城市民病院の病院技師職を除く。)をもって設定し、職種別・会計別及び本庁・支所の配置人数等については、毎年度、見直しを行う。 (2) 勸奨退職制度を継続実施する。 (3) 職員採用は退職者数の3分の1を限度とし、5年後の目標定数は598人以内とする。なお、当面、保育士・調理員の採用は行わない。 (4) 権限移譲に伴う職員は、移譲事務交付金の範囲において別に設定し、目標定数に含まない。 (5) 年齢階層の均衡を図るため、採用年齢を引き上げる。 (6) 施設の指定管理・民間委託を推進することにより、職員数の適正化を図る。	次の内容に沿って「庄原市定員適正化計画」を策定する。 (1) 目標定数は、総職員数(西城市民病院の病院技師職を除く。)をもって設定し、職種別・会計別及び本庁・支所の配置人数等については、毎年度、見直しを行う。 (2) 当面、調理員の採用は行わない。保育士については、保育所の運営状況を勘案し、計画的な定員管理を行う。 (3) 地方分権改革に対応した目標定数設定を行う。 (4) 施設の指定管理・ 事務事業の民間委託を推進することにより、職員数の適正化を図る。

	第1期大綱掲載内容					第2期大綱整理(案)
対応方針	(7) 各年度の目標定数(各年4月1日)					(5) 再任用制度等を考慮した職員定数管理を行う。
		平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
	目標 定数	653以 内	646以 内	631以 内	616以 内	598以 内
その他の留意事項						
添付資料						

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	3 . 職員給与	3 . 職員給与
小項目	(1) 職員給与等の適正化	(1) 職員給与等の適正化
現状と課題の概要	<p>次の項目に関しては、合併協議によって国に準じた内容で整理・統一及び是正を行い、加えて平成17年度において給与の 4 ~ 6.5%カット及び管理職手当の 10%カットを実施している。</p> <p>高齢層職員の昇給停止 不適正な昇給期間短縮措置の是正 退職時特別昇給の廃止 不適正な給料表運用 (わたり) の是正 退職手当支給率の引き下げ 特殊勤務手当の適正化 初任給基準の是正</p>	<p>次の項目に関しては、合併協議によって国に準じた内容で整理・統一及び是正を行うとともに、平成18年度に給料表の見直しを行い官民格差の是正を行っている。</p> <p>高齢層職員の昇給抑制 不適正な昇給期間短縮措置の是正 退職時特別昇給の廃止 不適正な給料表運用 (わたり) の是正 退職手当支給率の引き下げ 特殊勤務手当の適正化 初任給基準の是正</p>
改革の趣旨	<p>ラスパイレス指数 (国家公務員の給与水準) を下回るだけでなく、本市財政の危機意識をもって職員給与の適正化に努めるとともに、年功に基づく給与制度を見直し、勤務成績が昇給や勤勉手当に反映される評価制度を導入する。</p>	<p>前期と同様の内容で掲載</p>
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>職員給与等の適正化については、「人事行政運営等の公表条例」を制定し市民理解の醸成を図った。また、給料表の見直しや昇給調整による人件費の抑制を実施した。</p> <p>しかしながら、「勤務成績の給与への反映」及び「管理職手当の見直し」は、未達成項目となっており、今後、導入他市の効果を検証する中で、実施手法の検討を行う。</p>
対応方針	<p>(1) 「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」の制定及び公表の実施。</p> <p>(2) 人事院勧告及び給与構造改革に準じて給料水準を見直す。</p> <p>(3) 給与構造改革の概要</p> <p>基本的な考え方 職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与の上昇を抑制し、職務・職責や勤務成績に応じた給与システムを構築する。</p> <p>改革すべき事項 ・給料表の見直し (18年 4 月施行) 地域別の官民格差の 3 年平均値を参考として給料表の全体水準を平均 4.8% 引下げる。</p>	<p>職員給与等の適正化</p> <p>基本的な考え方 職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与の上昇を抑制し、職務・職責や勤務成績に応じた給与システムを構築する。</p> <p>改革すべき事項</p>

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)																																																																																										
対応方針のつづき	<ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の新設 (18年 4 月施行) 民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給する。(庄原市は対象外) ・勤務成績の給与への反映 (18年 4 月施行) 職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入 勤勉手当への勤務成績の反映 ・管理職手当の見直し (19年度から) 管理職手当を定率制から定額制に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・職員の意識改革のため勤務成績を昇任への反映を検討 ・管理職手当を定率制から定額制への移行を検討 																																																																																										
その他の留意事項																																																																																												
参考事項	<p>・ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="338 893 1337 1030"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄原市</td> <td>91.6</td> <td>94.9</td> <td>89.4</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="338 1072 1422 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄原市</td> <td>94.4</td> <td>96.7</td> <td>96.3</td> <td>104.5 (96.6)</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>95.9</td> <td>96.3</td> <td>96.5</td> <td>(97.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 24 年参考値：国の減額前給料を対象に算出した数値</p> <p>ラスパイレス指数 (平成 24 年度) (国の平均を 100 としたときの給与水準) 参考値：国の減額前給料を対象に算出した数値</p> <table border="1" data-bbox="322 1379 807 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>市名</th> <th>指数</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>竹原市</td><td>111.0</td><td>102.6</td></tr> <tr><td>2</td><td>尾道市</td><td>109.8</td><td>101.5</td></tr> <tr><td>3</td><td>東広島市</td><td>109.1</td><td>100.8</td></tr> <tr><td>3</td><td>安芸高田市</td><td>109.1</td><td>100.8</td></tr> <tr><td>5</td><td>福山市</td><td>108.9</td><td>100.6</td></tr> <tr><td>6</td><td>府中市</td><td>107.9</td><td>99.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>大竹市</td><td>107.2</td><td>99.0</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="924 1379 1409 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>市名</th> <th>指数</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>呉市</td><td>106.6</td><td>98.5</td></tr> <tr><td>8</td><td>三次市</td><td>106.6</td><td>98.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>三原市</td><td>106.3</td><td>98.3</td></tr> <tr><td>11</td><td>廿日市市</td><td>105.3</td><td>97.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>庄原市</td><td>104.5</td><td>96.6</td></tr> <tr><td>13</td><td>江田島市</td><td>103.6</td><td>95.7</td></tr> </tbody> </table>			平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	庄原市	91.6	94.9	89.4	92.4	類似団体平均	94.5	94.5	95.0	95.5		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 (参考値)	庄原市	94.4	96.7	96.3	104.5 (96.6)	類似団体平均	95.9	96.3	96.5	(97.0)		市名	指数	参考値	1	竹原市	111.0	102.6	2	尾道市	109.8	101.5	3	東広島市	109.1	100.8	3	安芸高田市	109.1	100.8	5	福山市	108.9	100.6	6	府中市	107.9	99.7	7	大竹市	107.2	99.0		市名	指数	参考値	8	呉市	106.6	98.5	8	三次市	106.6	98.5	10	三原市	106.3	98.3	11	廿日市市	105.3	97.4	12	庄原市	104.5	96.6	13	江田島市	103.6	95.7
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年																																																																																								
庄原市	91.6	94.9	89.4	92.4																																																																																								
類似団体平均	94.5	94.5	95.0	95.5																																																																																								
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 (参考値)																																																																																								
庄原市	94.4	96.7	96.3	104.5 (96.6)																																																																																								
類似団体平均	95.9	96.3	96.5	(97.0)																																																																																								
	市名	指数	参考値																																																																																									
1	竹原市	111.0	102.6																																																																																									
2	尾道市	109.8	101.5																																																																																									
3	東広島市	109.1	100.8																																																																																									
3	安芸高田市	109.1	100.8																																																																																									
5	福山市	108.9	100.6																																																																																									
6	府中市	107.9	99.7																																																																																									
7	大竹市	107.2	99.0																																																																																									
	市名	指数	参考値																																																																																									
8	呉市	106.6	98.5																																																																																									
8	三次市	106.6	98.5																																																																																									
10	三原市	106.3	98.3																																																																																									
11	廿日市市	105.3	97.4																																																																																									
12	庄原市	104.5	96.6																																																																																									
13	江田島市	103.6	95.7																																																																																									
添付資料																																																																																												

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	4. 職員の意識改革及び能力開発	4. 職員の意識改革及び能力開発
小項目	(1) 人材育成基本方針の策定	(1) 地方分権社会に対応した政策形成・法制執務能力の向上
現状と課題の概要	職員は、地方公務員としての基本的な心構えをはじめ、意識改革や意欲の醸成、能力の向上が求められているが、その基本計画となる「人材育成基本方針」が、合併後の庄原市においては、未策定である。	地方分権改革による権限移譲に伴う、条例の制定等の法制執務能力及びそれに即した政策を立案し、遂行できる政策形成遂行能力の向上が求められている。
改革の趣旨	研修の充実や自主的な研究・学習活動によって、政策形成能力、法務能力をはじめ、専門的な知識や技能などの能力開発を図り、自ら考え行動するプロ意識をもった行政職員を育成する。	庄原市人材育成基本方針に掲げる「ひとが活きる人事配置・人材活用」、「自ら高める職員研修」、「ひとを育てる人事評価制度」、「ひとが育つ組織風土・職場環境づくり」の4項目を基底とした施策・研修を実施し、職員の総合的な資質向上を図る。
前期大綱の実績及び今後の方向性		人材育成基本方針の策定については、平成19年度に策定を行っており、今後においても引き続き本方針に基づき人材育成に努めるが、市民アンケートにおいても、職員の人材育成・スキルアップ施策の実施についての意見が非常に多く寄せられたことから、新たに地方分権社会に対応可能なスキルを全職員が習得するため政策形成・法制執務能力の向上施策を実施する。
対応方針	(1) 人材育成を、職員の採用から、異動、昇任、研修、評価までのトータルなシステムととらえた、総合計画としての人材育成基本方針を策定する。(18年度) (2) 職員の意識改革のための必要な研修・評価を実施する。 (3) 「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の研修及び勤務成績の評定の状況について公表を行う。	(1) 人材育成を、職員の採用から、異動、昇任、研修、評価までのトータルなシステムととらえた、総合計画としての人材育成基本方針に沿った人材育成を実施する。 (2) 職員の総合的な資質向上を図るため必要な研修・評価を実施する。 (3) 「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の研修及び勤務成績の評定の状況について公表を行う。 (4) 他の地方公共団体・関係団体等への派遣研修を検討する。
その他の留意事項	職員個々の能力・可能性を十分引き出し、組織としての総合力を高める。	前期と同様の内容で掲載
添付資料		

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	4. 職員の意識改革及び能力開発	4. 職員の意識改革及び能力開発
小項目	(2) 人事評価制度の導入	(2) 人事評価制度の導入
現状と課題の概要	現在の任用、人事配置、給与処遇等は、明確な勤務評価に基づく内容となっていないが、 <u>給与構造改革等の実施に伴い、明確な勤務評価を導入し、その結果を昇給や勤勉手当へ反映させることが求められている。</u> 加えて、職員の意欲・意識を喚起し、個々の能力や適性が最大限に発揮できる環境を整備する必要がある。	現在の任用、人事配置、給与処遇等は、明確な勤務評価に基づく内容となっていないが、 <u>導入他市の効果を調査する必要がある。</u> 加えて、職員の意欲・意識を喚起し、個々の能力や適性が最大限に発揮できる環境を整備する必要がある。
改革の趣旨	明確な人事評価制度を導入し、 <u>勤務実績や評価に応じた給与処遇等へ転換することにより、改革を担う職員を育成する。</u>	明確な人事評価制度を導入を <u>検討し、庄原市のまちづくりを担う職員を育成する。</u>
前期大綱の実績及び今後の方向性		人事評価制度の導入について、前期計画期間中は、導入に向けての評価者研修を実施したものの、庄原市における人事評価制度の導入には至らなかった。今後については、全国的な導入事例の検証を行い、導入手法の検討を行う。
対応方針	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理を進めるには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して、人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用することが重要である。そのための土台として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を<u>整備する。</u></p> <p>(2) <u>平成18年度から</u>管理職員を対象として試行的に実施し、試行の結果を踏まえ、本格実施に向けた制度を<u>確立する。</u></p> <p>(3) 評価者研修等を併せて実施する。</p>	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理を進めるには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して、人材育成、任用・人事配置、給与処遇等に活用することが重要である。そのための土台として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を<u>検討する。</u></p> <p>(2) 管理職員を対象として試行的に実施し、試行の結果を踏まえ、本格実施に向けた制度を<u>研究する。</u></p> <p>(3) 評価者研修等を併せて実施する。</p>
その他の留意事項	<p>(1) 管理者と職員との間で仕事の内容やスケジュールを確認した上で、仕事の結果を振り返って判定する。</p> <p>(2) 評価期間の始めや終わりに、管理者と職員の円滑な意思疎通の確保の観点からも両者の面談を行う。</p> <p>(3) 評価にあたっては、職員からの自己申告を得つつ、複数段階の評価者により行う。</p> <p>(4) 職員の自己啓発や人材育成に活用する観点からも、評価結果を職員本人に開示していく方向で対応する。</p> <p>(5) 評価の手順や面談の技法等についての評価者研修を行う。</p> <p>(6) 個別の評価結果に関する苦情については、評価プロセスにおける対応を重視しつつ、評価に関する職員の苦情に対処する仕組みを整備する。</p>	前期と同様の内容で掲載
添付資料		

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	5 - 1 . 財政の健全化	5 . 財政の健全化
小項目	(1) 総括的事項	(1) 総括的事項
現状と課題の概要	三位一体改革に伴う地方交付税等の減額や、人口減少・地域産業の低迷に起因する市税の伸び悩み、公債費をはじめとする経常経費の負担増によって本市の財政は危機的な状況に至っている。	依存財源の比率が高い本市は、不安定な財政基盤であることが否めず、財政指標も県内で下位に位置している。また、人口減少・地域産業の低迷に起因する市税の伸び悩み、扶助費をはじめとする経常経費の負担増等、今後も予断を許さない状況にある。このため、歳入構造の変化に連動した歳出の適正化を行い、弾力性のある財政運営の確立が急務である。
改革の趣旨	全職員・市民が経常収支比率・99.8% (平成16年度決算) という危機的な財政状況を再認識するとともに、財政計画の下方修正を検討する中で、安定的・持続的な財政健全化の取り組みを実践する。	全職員・市民が経常収支比率 94.9% (平成24年度決算) という予断を許さない状況を再認識し、歳入の確保、歳出の削減に努め安定的・持続的な財政健全化の取り組みを実践する。
前期大綱の実績及び今後の方向性		財政健全化の総括的事項については、「持続可能な財政運営プラン」、「公債費負担適正化計画」を策定し、その着実な実施により「実質公債費比率」等の財政指標の改善が図られた。今後においても普通交付税の漸減等に対応するため、これらの計画に掲げる項目を実行することにより、安定的・持続的な財政運営を行う。
対応方針	<p>(1) 歳入の増、歳出の減に努め、財政の健全化を推進する。</p> <p>(2) 次の視点をもって平成18年度に「財政計画」の見直しを行う。なお、経常収支比率の目標を設定(90%~85%)した場合の、歳入と歳出の乖離を明らかにする中で、長期的展望を踏まえた状況を市民に公表し、理解を得る。</p> <p>事務事業の抜本的見直し 職員削減による人件費の見直し 民間委託の推進などによる施設維持費等の見直し</p> <p>補助金の整理合理化 内部事務経費の見直し 適正な受益者負担への見直し 廃止を含めた公の施設の総点検</p> <p>(3) 公債費適正化計画に基づく、実施計画と整合した計画的な起債発行(発行額の抑制)、繰上償還の実施、交付税措置のある有利な起債を選択する。</p>	<p>(1) 歳入確保、歳出を厳しく精査し、財政の健全化を推進する。</p> <p>(2) 次の視点をもって「財政計画」の見直しを行う。なお、経常収支比率の目標を設定(90%~85%)した場合の、歳入と歳出の乖離を明らかにする中で、長期的展望を踏まえた状況を市民に公表し、理解を得る。</p> <p>事務事業の抜本的見直し 職員削減による人件費の見直し ファシリティマネジメントの推進</p> <p>補助金・負担金の整理 内部事務経費の見直し 受益者負担の適正化 企業会計・特別会計への繰出基準の適正化</p> <p>(3) 公債費負担適正化計画に基づく、実施計画と整合した計画的な市債発行(発行額の抑制)、繰上償還の実施、交付税措置のある有利な市債を選択する。</p>
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	5 - 2 . 財政の健全化 個別事項 (歳入の確保)	5 . 財政の健全化
小項目	(1) 受益者負担の適正化 (施設使用料を含む)	(2) 受益者負担の適正化 (施設使用料を含む)
現状と課題の概要	<p>負担金、分担金及び手数料は、合併時に概ね統一されているが、施設使用料 (住宅等、一部を除く。) は見直しが図られておらず、使用料の設定 (区分・単位等) も施設ごとに異なっている。</p> <p>また、統一された受益者負担についても、平均額等で調整した内容が多く、その後の厳しい財政状況の中で、見直しが必要となっている。</p>	<p>負担金、分担金及び手数料は、合併時に、施設使用料 (住宅等、一部を除く。) は前期大綱計画期間中の見直しにより、統一された基準により使用料の設定を行っているが、その後の厳しい財政状況の中で、受益者負担について見直しを検討する時期となっている。</p>
改革の趣旨	<p>合併協議で未調整の施設使用料については、金額・区分・単位等を見直し、施設種別に応じて適正な設定を行う。</p> <p>その他の受益者負担についても、厳しい財政状況を考慮し、公平性の確保と適正な受益者負担の視点で見直しを検討する。</p>	<p>厳しい財政状況を考慮し、公平性の確保と適正な受益者負担の視点で見直しを検討する。「受益者 (施設使用者等)」だけでなく、「納税者」全体が納得しうる料金設定を行う。</p>
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>受益者負担の適正化について、上下水道料金など、旧市町制度の統一と料金体系の見直しを行い、前期大綱実施計画最終年度の平成 21 年度では平成 16 年度対比で年間 121,674 千円の歳入増となった。今後についても定期的な使用料の金額の見直しと減免基準の明確化に取り組むこととする。</p>
対応方針	<p>(1) 総括的事項</p> <p>合併時に統一されたもの等については、当面、現行のとおりとする。</p> <p>水道料金 (上水道) 及び下水道使用料については、合併協議における確認事項のとおりとする。</p> <p>前記使用料等についても、厳しい財政状況、維持管理経費、利用状況等を踏まえ、平成 20 年 3 月までに見直しを検討する。</p> <p>(2) 施設使用料</p> <p>使用料の金額・区分・単位等について見直しを行い、遅くとも平成 20 年 4 月から適用する。</p> <p>多額の維持管理経費を要する大規模施設等については、有料を基本とする。</p> <p>使用料の金額は、施設の設置目的、利用促進、維持管理経費、社会通念上の利用者負担、他市の例等を踏まえ、施設に応じた適正な設定を行う。</p> <p>なお、同一目的・類似施設であっても、施設の規模・水準・建築年次、利用形態、立地場所等を勘案し、差異を生じることには不合理がないときは、金額の統一にはこだわらない。</p>	<p>(1) 簡易水道料、下水道使用料については、水道企業会計への統合を念頭に適正な負担額について、検討を行う。</p> <p>(2) 施設使用料については、厳しい財政状況、維持管理経費、利用状況等を踏まえ、次の基準により定期的な使用料の金額の見直しを行う。</p> <p>料金体系 (区分・単位等) については、同一目的・類似する施設については、統一する。</p> <p>多額の維持管理経費を要する大規模施設等については、有料を基本とする。</p> <p>使用料の金額は、施設の設置目的、利用促進、維持管理経費、社会通念上の利用者負担、他市の例等を踏まえ、施設に応じた適正な設定を行う。</p> <p>なお、同一目的・類似施設であっても、施設の規模・水準・建築年次、利用形態、立地場所等を勘案し、差異を生じることには不合理がないときは、金額の統一にはこだわらない。</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
対応方針のつづき	<p>同一目的・類似する施設については、原則として、区分・基準等の統一を図る。</p> <p>使用時間の区分は、「1時間当たり」を基本とする。</p>	<p>(3) 負担の公平性を確保するため、明確な減免基準の策定を行う。</p>
添付資料		

所管課 債権対策課

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	5 - 2 . 財政の健全化 個別事項(歳入の確保)	5 . 財政の健全化
小項目	(3) 収納率の向上と入湯税の統一課税	(3) 収納率の向上
現状と課題の概要	(1) 市税等の滞納が増加傾向にあるため、収納率向上及び滞納防止に向けた対策を強化する必要がある。 (2) 合併協議に基づき、庄原地区は入湯税を課税、他地区は非課税としているが、地方税法は、全ての温泉施設が課税対象と規定しており、税負担の公平性を確保する必要がある。	各種歳入金の収納率向上及び滞納防止に向けた対策を強化する必要がある。
改革の趣旨	税負担の公平性及び自主財源を確保するため、サービス制限のみならず、組織体制の強化や法的措置にも留意し、積極的な収納率の向上に努める。 入湯税については、地方税法の規定に沿って、すみやかに是正する。	負担の公平性及び自主財源を確保するため、サービス制限のみならず、組織体制の強化や法的措置にも留意し、積極的な収納率の向上に努める。
前期大綱の実績及び今後の方向性		前期大綱に掲げた「収納率の向上と入湯税の統一課税」については、市内全域で入湯税の課税を開始するとともに全庁的な徴収体制の強化を行うため「市税等収納対策本部」の設置等を行い収納率の向上に努めてきた。 しかしながら、現在も多額の未収金があることから、市民アンケートにおいても収納対策強化による財源の確保と負担の公平性確保が強く求められており、今後においてもサービス制限の実施や組織体制の強化に取り組む。
対応方針	(1) 組織の見直しを含めた徴収体制の強化を検討する。 (2) 市税等の科目にかかわらず、滞納者に対する行政サービス制限及び法的措置の検討を行う。 (3) 平成18年度から、市内全ての温泉施設を対象に課税を行う。 市が設置する温泉施設は、外税方式により課税する。	(1) 滞納抑止対策として収納項目にかかわらず、滞納者に対する行政サービス制限及び法的措置の検討を行う。 (2) 徴収対策の実施結果を市民にわかりやすく公表する。 (3) 「滞納管理システム」を導入し、滞納情報を庁内で一元的に管理し、効率的な滞納整理を行う。 (4) 適正かつ効率的な債権管理を行うため、「債権管理条例(仮称)」の制定を検討する。
その他の留意事項		
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	5 - 3 . 財政の健全化 個別事項 (歳出の抑制)	5 . 財政の健全化
小項目	(1) 補助金の見直し	(4) 補助金・負担金の見直し
現状と課題の概要	事業補助金は、合併協議により、おおむね統一されているが、一部の事業補助金及び運営補助金は、合併前の金額・内容で引き継いだものがあり、基準等の統一が図られていない。また、厳しい財政状況の中で、廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっている。	庄原市は、県内14市中、市民一人あたりの単独補助金が最も多く、「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってなお不足する額を補助する」という補助金の原則に基づいた補助金交付の効果とその適格性を十分に検証する必要がある。また、負担金についても同様に公益上の必要性を客観的に判断し、脱退を含めた抜本的な見直しが必要となっている。
改革の趣旨	厳しい財政状況を考慮する中で、補助対象事業への行政責任や行政負担の整合性、補助効果等の視点をもって抜本的な見直しを行うとともに、補助金支出の状況を、市民へ積極的に情報公開し、見直しへの理解を求める。	厳しい財政状況を考慮する中で、補助対象事業・負担金支出団体等の行政責任や行政負担の整合性、補助効果等の視点をもって抜本的な見直しを行うとともに、補助・負担金支出の状況を、市民へ積極的に情報公開し、見直しへの理解を求める。
前期大綱の実績及び今後の方向性		補助金・負担金の見直しについては、「持続可能な財政運営プラン」に沿い予算措置での見直しを行った。今後についても、引き続き補助金・負担金事業について抜本的な見直しと交付基準の明確化を行うため「重点実施項目」に位置づけ、全庁的な取り組みを行う。
対応方針	<p>(1) 総括的事項</p> <p>すべての補助金について、廃止を含めた見直しを行う。</p> <p>補助金の趣旨・内容等を精査し、委託料・負担金等が適当なものは、科目を変更する。</p> <p>委託料等が適当なものは、委託先の選定・類似事業との費用比較を含め検討する。</p> <p>合併協議で「当面、現行のとおり」とし、基準・金額の統一が図られていないものは、遅くとも平成20年4月から統一する。</p> <p>交付要綱等を定めた補助金であっても、予算枠の設定のほか、年度を定めて単価・要件等の見直しに努める。</p> <p>団体に対する補助金については、申請書及び予算・決算資料等により、事業補助金と運営補助金を明確に区分する。</p>	<p>(1) 補助金</p> <p>すべての補助金について、成果、効果等の客観的な評価内容を住民に公表する。</p> <p>すべての事業補助金について、原則として交付対象者、交付基準等を定めた要綱（告示）を制定する。なお、要綱において終期を設定する。</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
<p>対応方針のつづき</p>	<p>(2) 事業補助金 交付要綱等を定めていない「まちづくり活動」等の支援補助金については、年度ごとに予算枠を設定し、対象事業・補助金額の決定方法を検討する。 継続的な政策補助金については、原則として個別交付要綱を制定し、終期を設定する。</p> <p>(3) 運営補助金 運営補助金については、規模・設立目的・活動内容など、形態が多様であり、詳細調査を行ったのち、別に検討する。</p> <p>(4) 償還助成金 債務負担行為の設定を行う。 既に債務負担を設定している補助金についても、団体・法人の経営努力を求め、見直しに努める。</p>	<p>補助金制度を新設する場合は、全庁的な庁内検討組織に諮り検討を行う。</p> <p>これまでの行政改革(主には財政面)の視点からの一律削減や個別補助金の廃止という方向だけではなく、性質・目的別に分類整理を行い、「見直し指針・基準」を作成する。</p> <p>市単独の個人給付型補助金については、地域通貨等での交付を検討する。</p> <p>(2) 負担金 市が負担すべき金額の積算根拠等を個別に審査する。 加入負担金については、脱退を含め加入の必要性を検討する。 補助金的性質に近い負担金については、計上費目の調整を行う。</p>
<p>その他の留意事項</p>		<p>・行政評価事業との連携</p>
<p>添付資料</p>		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	5 - 3 . 財政の健全化 個別事項 (歳出の抑制)	掲載なし
小項目	(3) 公共工事のコスト縮減	掲載なし
現状と課題の概要	公共工事の経費節減を推進するため、「コスト縮減対策計画」の策定及び職員の意識・認識の徹底、担当課における具体的な取り組みが求められている。	
改革の趣旨	公共工事コスト縮減対策計画を策定し、職員意識の徹底と積極的な情報公開(入札結果を含む。)等によってコスト縮減に取り組むとともに、適正な入札及び契約、工事執行に努める。	
前期大綱の実績及び今後の方向性		平成 18 年 3 月に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、直接的なコスト縮減だけではなく、工事の時間的コスト、ライフサイクルコストの低減を含めた総合的なコスト縮減に取り組んだ。 今後の方向性としては、市民アンケートにおいても要望が少なく、第 2 期行政経営改革大綱への掲載は行わず、現行の方針により今後も継続した取り組みを行う。
対応方針	旧庄原市のコスト縮減計画を基本に「公共工事コストに関する行動計画」を策定し、引き続き経費節減の取り組みを進める。(17 年度策定)	
その他の留意事項	コスト縮減のための具体的施策 1 . 工事コストの低減 工事の計画・設計の見直し、建設リサイクルの推進、新技術の活用、工事の発注と施工の適正化等の施策を実施する。 ア 工事の計画・設計等の見直し イ 工事発注の効率化等 ウ 工事構成要素のコスト低減 エ 工事実施段階での合理化・規制改革等 2 . 工事の時間的コストの低減 事業箇所の集中化、新技術の活用による工期短縮等により、時間的コストの低減を図る。 3 . ライフサイクルコストの低減 長期の耐用年数、省資源・省エネルギー、環境との調和などに配慮した施設整備を推進し、施設品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストや環境に対する負担の低減を図る。 4 . 工事における社会的コストの低減 公共工事は、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策の実施が求められることから、これらの推進による環境負荷の低減、工事渋滞の緩和、事故の減少等を通して社会的なコスト低減を図る。	

所管課 管財課 (公共工事のコスト縮減) 2ページのうち2ページ目

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
その他の留意事項のつづき	5. 工事の効率性向上による長期的コストの低減 民間企業の技術力を公共工事において積極的に活用し、工事の効率性と建設業の生産性の向上を促す。	
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	5 - 2 . 財政の健全化 個別事項 (歳入の確保) (2) 未利用財産の活用	6 . 公共施設の最適管理 (ファシリティマネジメント) の推進
小項目	5 - 3 . 財政の健全化 個別事項 (歳出の抑制) (2) 委託料の適正化	(1) 総括的事項
現状と課題の概要	〔未利用財産の活用〕 未利用又は利活用の方向が明確でない普通財産及び休所・休校の保育所・小中学校 (今後、見込まれるものを含む) が所在するほか、完売に至っていない図書類、売却の可能性が検討されていない物品、機械器具、工芸品等を所有している。 〔委託料の適正化〕 委託料として多額の経費を要しているが、合併時に事業の見直しや委託基準等の統一化が図られていないものがある。	従来の財産管理は、個別施設のみを捉え活用策・維持管理方針を決定していたが、今後、施設ニーズの多様化とこれまでに人口増加や経済成長にあわせて整備拡充をしてきたインフラを含む公共施設群が、続々と大規模改修や建替え時期を迎え、維持管理及び保全整備コストの増加が避けられない状況の中で最少の経費で最大の効果を発揮していくために、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点にたったファシリティマネジメントの推進が必要である。
改革の趣旨	〔未利用財産の活用〕 未利用 (普通) 財産の有効活用、公の施設の見直しにより、維持管理経費の節減を図るとともに、売却、貸付等による自主財源の確保に努める。 事務事業の総点検・内容精査を行って継続の適否を判断するほか、受託 (参加) 業者を固定せず、競争原理によって委託料の抑制・経費節減に努める。 〔委託料の適正化〕 事務事業の総点検・内容精査を行って継続の適否を判断するほか、受託 (参加) 業者を固定せず、競争原理によって委託料の抑制・経費節減に努める。	ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、市有財産の総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化により、市有財産を有効的に活用する。
前期大綱の実績及び今後の方向性		前期大綱に掲げた「未利用財産の活用」については、法定外公共物 (里道・水路) の売却やいざなみ工房工芸品の売却、公共財産への広告事業等の実施により、自主財源の確保を行うことができた。今後の方向性としては、引き続き未利用財産の活用を行うことに加え、ファシリティマネジメント (施設経営の視点で行う総合的な財産管理) を推進することとし、資産情報の一元化、施設の長寿命化、維持管理費の縮減等に取り組む。 なお、前期大綱において、財政の健全化 個別事項 (歳出の抑制) 項目に計上した委託料の適正化については、施設清掃等管理業務の見直しにより経常経費の抑制が図れたが、現在の手法では度重なる経費削減により今後は単なる予算上の削減になる可能性が高い。このため、ファシリティマネジメントの項で総合的な検討を行うなかで、今後の維持管理のあり方を検討する。

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
対応方針	<p>〔未利用財産の活用〕</p> <p>(1) 普通財産、休所・休校となる保育所・小中学校の跡地活用について、その可能性を計画的に調査・検討する</p> <p>(2) 設置目的が効果的に果たされていない公の施設(利用実態、経費等から一定の基準を定め判断する)も対象として、売却、貸付、交換等を含めた利活用を検討する。</p> <p>(3) 合併前の市史・町史など、完売に至っていない図書類について、一定のストックを確保した上で、販売促進に努める。</p> <p>(4) 市が所有する物品、機械器具、工芸品等について、売却の可能性、売却処分を検討する。</p> <p>〔委託料の適正化〕</p> <p>(1) 「事業ありき」「業者ありき」ではなく、事業継続の適否、他の委託先についても検討する。</p> <p>(2) 同様・同種、同一の委託先で、複数の課が委託している経常的な事業については、一括契約等を検討する。</p> <p>(3) 職員の技術・能力の向上に努めるとともに、職員対応の可否、委託経費との比較検討等を行う。</p> <p>(4) 公の施設の管理については、委託基準を統一する。(指定管理者制度の導入において、一部、整理済み。)</p>	<p>(1) 公有資産の計画的利活用策の基本方針の策定を行う。</p> <p>(2) 未利用財産については、一元的な体制のもと売却や貸付等利活用・処分を行う。 社会福祉法人等公共的団体へ情報提供 民間宅地建物取引業者への媒介業務委託を検討</p> <p>(3) 類似施設の統合やニーズ縮小による施設廃止を含め検討を行う。</p> <p>(4) 財産の基礎的データ及び維持コストを含むファシリティ情報を整備し、効果的な施設管理を推進する。</p> <p>(5) 施設管理計画を策定し、長期的視点に立った改修・修繕により長寿命化と財政負担の平準化を図る。</p> <p>(6) 費用削減の取組みを他の施設に生かすため、他の類似施設との比較や委託業務の発注方法の最適化を行う。</p> <p>(7) 道路・上下水道等のインフラ更新費用に対する基金造成を検討する。</p>
その他の留意事項		
参考事項		<p>・ファシリティマネジメントとは 庄原市が所有する土地・建物・設備(ファシリティ)を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用と長期的な経営視点に立った維持管理(長寿命化など)を図り、将来の変化に柔軟に適應できるよう、全ての資産を最適に保つ取組み(マネジメント)のことです。</p>
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	6 . 民間委託の推進	6 . 公共施設の最適管理(ファシリティマネジメント)の推進
小項目	(2) 公の施設の管理運営形態の見直し(指定管理者制度の導入)	(2) 指定管理者制度のチェック体制の構築
現状と課題の概要	<p>(1) 合併により多数の公の施設を有することとなったが、現在は、直接管理(業務委託を含む。)管理委託、指定管理の方式が混在し、同種・類似の施設であっても、設置の経緯や地域実情により、管理形態等が異なる状況にある。</p> <p>(2) 地方自治法の改正により、公の施設の管理は、行政の直接管理又は指定管理者による管理のいずれかに限定された。</p>	<p>(1) 指定管理者制度の導入については、<u>適当と思われる施設への導入が概ね完了し、管理事務の効率化、維持経費の縮減に一定の効果が出ている。</u></p> <p>(2) <u>指定管理者制度導入施設について、モニタリングや評価制度の導入等チェック体制のあり方を検討する必要がある。</u></p>
改革の趣旨	公の施設の管理運営について、行政コスト、市民の負担、サービス水準、効率性など、官民の連携によるメリット・デメリットを検討し、指定管理者制度の活用を推進する。	<u>ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、行政コスト、市民の負担、サービス水準、効率性等、官民の連携によるメリット・デメリットを検討し、指定管理者制度の運用を行う。</u>
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>市内の多くの施設に指定管理者制度が導入されており、前期大綱の項目は概ね達成されたものと認識する。今後は、委託料の精査、ニーズに応じたサービス提供等について、全庁的な視野による資産管理を行う。</p> <p>また、市民アンケートで意見が多かった指定管理者制度についてチェック体制の構築を行う。</p>
対応方針	<p>(1) 指定管理者制度導入に関する基本方針を定める。</p> <p>(2) 全ての施設について当該制度の適用を検討し、積極的な導入を図る。</p>	
その他の留意事項	<p>1 . 指定管理者制度導入の基本方針 次の効果が期待できる施設を対象として、指定管理者制度の積極的な導入を図る。 住民サービスの向上 管理運営コストの削減 設置目的の効果的な達成</p> <p>2 . 現在の管理形態別導入方針 (1) 指定管理者制度を適用している施設 指定期間満了までは、現行のとおりとする。 指定期間満了後においても、特別の事情がない限り、引き続き制度を適用する。 (2) 管理委託制度を適用している施設 原則として平成18年4月1日から指定管理者制度へ移行する。 上記の期日に導入できない場合は、引き続き導入に向けた取り組みを進める。</p>	<p>1 . 指定管理者制度導入の基本方針 次の効果が期待できる施設を対象として、指定管理者制度の積極的な導入を図る。 住民サービスの向上 管理運営コストの削減 設置目的の効果的な達成</p> <p>2 . 指定管理者の管理 <u>指定管理施設においても当然に市が設置者として最終責任を負うものであり、指定管理者に対し、適切な指導監督を行うものとする。</u> <u>(1) モニタリングや評価制度の導入を検討する。</u> <u>(2) 指定管理者の公募においては、「競争性」、「公平性」、「透明性」を確保重視する。</u></p>

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理(案)
<p>その他の留意事項のつづき</p>	<p>(3) 直営として管理している施設 指定管理者制度による管理が適当な施設は、平成18年4月1日から制度を導入する。 上記の期日に導入できない場合は当面直営とし、引き続き導入に向けた取り組みを進める。</p> <p>3. 管理運営の見直し等 指定管理者制度導入の検討に当たって、すべての公の施設の設置目的、業務範囲、管理運営の状況等を踏まえ、抜本的な見直しを行う。</p> <p>(1) 設置目的を終えたもの、あるいは公の施設として管理する必要性が薄れたものについては、用途廃止、用途変更、譲渡等を検討する。</p> <p>(2) 地元地域の要請により設置し、地元地域と結びつきが強く地元地域が管理することが適当な施設については、諸条件が整い次第、地元移管(譲渡)とし、施設の管理に要する経費は、原則、地元負担とする。</p> <p>(3) 管理委託制度から指定管理者制度に移行する際は、委託料の見直しを行う。</p> <p>(4) 直営で管理する施設についても、住民サービスの向上と一層のコスト削減に努める。</p> <p>(5) 指定管理者制度を導入してもなお、当初の設置目的を達成できない施設については、廃止・休止(休所)を検討する。</p>	<p>競争性の確保 制度・運用の内容や手続、指定要件等の周知を図るとともに、募集期間や手続、指定期間等について、事業者参入を促すよう努める。</p> <p>公平性の確保 選考に当たっては、外部選考委員の導入を検討し、公平性の向上に努める。</p> <p>透明性の確保 制度運用の内容をはじめ、指定管理者制度の募集から選定までの手続、各施設の状況等について、事業者のノウハウ等経営上、取引上の秘密に該当する事項に配慮した上で、可能な限り情報公開に努める。</p> <p>(3) 指定管理料について、定期的な積算基準の見直しを行う。</p> <p>3. 管理運営の見直し等 すべての公の施設の設置目的、業務範囲、管理運営の状況等を踏まえ、随時見直しを行う。</p> <p>(1) 直営管理施設についても、指定管理者制度導入施設と同様、住民サービスの向上と一層のコスト削減に努める。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入してもなお、当初の設置目的を達成できない施設については、廃止・休止(休所)を検討する。</p>
<p>添付資料</p>		

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)																																		
大項目		6. 公共施設の最適管理(ファシリティマネジメント)の推進																																		
小項目	新規掲載項目	(3) インフラ施設の最適管理																																		
現状と課題の概要		本市は、広大な面積を有しており、水道・下水道・道路施設等のインフラ施設は、その延長や橋梁等の設備数も膨大な量に及びます。これらのインフラ施設も建設から長期間が経過しており、今後も継続して安全で安定したインフラ環境が提供できるようインフラの最適管理を行う必要がある。																																		
改革の趣旨		長寿命化計画を策定し、最新の技術を取り入れながら長期的視点に立った改修・修繕により長寿命化と財政負担の平準化を図る。																																		
前期大綱の実績及び今後の方向性		新規掲載項目																																		
対応方針		(1) 長寿命化計画等を策定し、「対症療法的管理」でなく、早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に対策を行う「予防保全的管理」へ転換し安全で安定したインフラ環境が提供できるよう、長寿命化計画等を策定し、最適管理を行う。 (2) 道路・上下水道等のインフラ更新費用に対する基金造成等の財政対策を検討する。																																		
参考事項	<p>平成24年度公共施設状況調査・公営企業決算統計数値</p> <p>道路関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道</td> <td>1,589km</td> </tr> <tr> <td>農道(一定要件のみ)</td> <td>353km</td> </tr> <tr> <td>林道(一定要件のみ)</td> <td>265km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,207km</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長</th> <th>供用開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導送配水管(企業)</td> <td>306.81km</td> <td>昭和30年</td> </tr> <tr> <td>導送配水管(簡水)</td> <td>213.80km</td> <td>昭和41年</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>520.61km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>下水道施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長</th> <th>供用開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道管(下水道事業)</td> <td>167km</td> <td>平成6年</td> </tr> <tr> <td>下水道管(農集排事業)</td> <td>169km</td> <td>平成7年</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>336km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	延長	市道	1,589km	農道(一定要件のみ)	353km	林道(一定要件のみ)	265km	計	2,207km	名称	延長	供用開始	導送配水管(企業)	306.81km	昭和30年	導送配水管(簡水)	213.80km	昭和41年	計	520.61km		名称	延長	供用開始	下水道管(下水道事業)	167km	平成6年	下水道管(農集排事業)	169km	平成7年	計	336km	
名称	延長																																			
市道	1,589km																																			
農道(一定要件のみ)	353km																																			
林道(一定要件のみ)	265km																																			
計	2,207km																																			
名称	延長	供用開始																																		
導送配水管(企業)	306.81km	昭和30年																																		
導送配水管(簡水)	213.80km	昭和41年																																		
計	520.61km																																			
名称	延長	供用開始																																		
下水道管(下水道事業)	167km	平成6年																																		
下水道管(農集排事業)	169km	平成7年																																		
計	336km																																			

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	7. 事務事業の見直し	7. 事務事業の見直し
小項目	(1) 保育所の適正配置と民営化(指定管理者制度を含む)の推進	(1) 保育所・小中学校の遠距離通学支援事業等の適正化
現状と課題の概要	入所児童が減少し、保育所運営経費が不均衡な施設を生じる一方で、低年齢児保育や朝夕・土曜日午後の延長保育、日曜・祝祭日保育など、新たな保育需要が増加している。	<p>児童が減少する中、保育所においては、積極的な指定管理者制度の導入と、再配置を行い、小中学校についても適正規模への再配置に努め、保育所小中学校とも当面の再配置は完了した。</p> <p>合併未調整項目である通学支援事業の統一等、均一な保育・教育環境を提供するため各種事業の見直しが課題となっている。</p>
改革の趣旨	職員の削減及び施設運営経費の均衡を図る視点で、市民合意に応じ、計画的な統合に取り組む。また、多様な保育ニーズに対応するため、民営化(指定管理者制度を含む)を推進する。	<p>当面の再配置は完了したが、今後も継続して、適正な保育所・学校運営に努めることとし、均一な保育・教育環境を提供するため、合併調整の未調整制度について統一・平準化を図る。</p>
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>「保育所再編計画」、「学校適正配置計画」を策定し、指定管理者制度(保育所のみ)の導入、再配置、施設整備を実施し、保育所・学校運営の適正化に努めてきた。今後についても適正配置方針について検討を進めるとともに、保育・教育環境を提供するため各種事業の見直しを実施する。</p>
対応方針	<p>(1) 統合については、入所児童数の推移と維持経費を勘案する中で、私立保育所の活用を含め検討する。</p> <p>(2) 指定管理者制度への移行については、新たな保育需要へ対応するため、運営経費が増大しない範囲で平成27年度までに1/2(10所)程度の保育所を導入対象とし、一地域に複数所在する保育所を優先的に行う。ただし、職員数の動向に留意するほか、延長保育や一時保育など、保育機能の充実が必要な施設は、別に検討する。</p>	<p>(1) 保育所については、当面「保育所再編計画」に基づく取り組みを継続するとともに、再編計画期間終了後も継続して適正な配置・運営について検討を行う。</p> <p>(2) 小中学校についても適正配置方針について検討を進める。</p> <p>(3) 小中学校遠距離通学支援方針を定め統一・平準化を図る。</p> <p>(4) 保育所・小学校スクールバスについて、生活交通対策と連携し最適化を図る。</p>
その他の留意事項	<p>(1) 統合後における園児の送迎及び統廃合後の跡地の活用に留意する。</p> <p>(2) 指定管理者制度への移行による保育サービスの拡大を図る。</p>	
添付資料		

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	7. 事務事業の見直し	7. 事務事業の見直し
小項目	(2) 小中学校の適正配置	(1) 保育所・小中学校の適正配置等に統合
現状と課題の概要	児童・生徒数の減少に伴う小規模での学校運営、複式学級の増加によって、基礎・基本の学力、集団生活の適応力等へ懸念が生じている。	
改革の趣旨	遠距離通学となる児童・生徒の通学方法や保護者への支援策等に留意する中で、適正配置計画に沿った取り組みを推進する。なお、計画未実施の学校については、すみやかに取り組む。	
前期大綱の実績及び今後の方向性		
対応方針	切磋琢磨できる教育環境の中で、社会性・協調性・豊かな心を持った児童の育成を図るため、計画的な適正配置を推進する。	
その他の留意事項	(1) 統合後における児童・生徒の通学手段の確保及び統廃合後の跡地の活用に留意する。 (2) 適正規模への再編による教育環境の充実を図る。	
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	7. 事務事業の見直し	7. 事務事業の見直し
小項目	(3) 生活交通確保体制の整備	(2) 生活交通確保体制の整備
現状と課題の概要	<p>現在、民間の路線バスと、地域内完結の生活交通バス・スクールバス等が運行されているが、運行維持に多額の行政負担を要しているほか、生活交通バスにおいては、運行形態（毎日と週日）、料金体系（無料と有料）などに差異がある。</p> <p>利用者と経費のバランスも考慮する中で、効率的な運行体制を確立し、児童・生徒や高齢者をはじめ、車を運転できない市民の生活交通手段を確保する必要がある。</p>	前期と同様の内容で掲載
改革の趣旨	<p>利用実態・多額の経費等を市民へ周知する中で、効果的・効率的な運行に努め、市民の交通利便性の確保と利用者の増加に努める。</p>	前期と同様の内容で掲載
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>平成 20 年 10 月に「庄原市生活交通ネットワーク再編計画」を策定し、順次、見直し・再編を進めている。しかしながら、利用者の減少に歯止めがかからず、公共交通の収益性が低下し欠損額が増加する悪循環が続いており、庄原市の補助金支出額は、再編計画策定時の平成 20 年度は、179,725 千円であったものが平成 24 年度には、208,479 千円となり約 14%の増となっており、早急に抜本的な改革を行うため第 2 期大綱においても掲載し、取り組みを行う。</p>
対応方針	<p>次の視点をもって、生活交通計画（仮称）を策定する。</p> <p>(1) 地域内完結の生活交通バス等について、受益者負担の均一を図るため料金等を統一して有料化し、利用者を限定しない方向で調整する。</p> <p>計画（案）・・・平成18年10月から、距離別料金により統一する。</p> <p>（100円～500円の間で設定）</p> <p>(2) 利用促進に向け、営業努力が期待できる運行形態及び地域協力等を検討する。</p> <p>(3) 利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、路線・ダイヤの見直しを行う。なお、利用が極めて低い路線については、定期的バス運行という形態にとらわれず、デマンドタクシー（乗合）へ転換する。</p> <p>(4) 地域内完結の生活交通バス等について、要望等に応じて連絡できる路線・運行時間を検討する</p>	<p>(1) 庄原市生活交通ネットワーク再編計画(実施期間:平成 20 年度～平成 27 年度)に基づき、見直し再編を進める。</p> <p>(2) 庄原市生活交通ネットワーク再編計画期間中においても計画の実施効果を検証する。</p> <p>(3) 定期的バス運行という形態にとらわれず、自治振興区等と連携しデマンドタクシー（乗合）へ転換を積極的に推進する。</p> <p>(4) 生活交通対策と連携し、保育所・小学校スクールバスについて最適化を図る。</p> <p>(5) モビリティ・マネジメントを推進し、公共交通の利用促進を図る。</p> <p>高齢者・こどもへの公共交通の乗り方教室 路線図・運行形態の周知 総合的な視点からの公共交通の利用メリットやその役割の啓蒙</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
その他		<p>モビリティ・マネジメント(MM)とは、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の施策を意味するもので、都市部では、交通渋滞・環境汚染対策、地方部では、公共交通利用促進への効果が期待される。</p>
添付資料		

所管課 選挙管理委員会

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	7. 事務事業の見直し	
小項目	(4) 投票時間の繰り上げ及び投票所の統合	掲載なし
現状と課題の概要	<p>現在、市内に114箇所の投票所があるが、有権者数は、27人から1,725人までと大きな差異があり、さらに、投票の終了時間は、庄原地区が一部を除き20時まで、その他の地区が17時ないし19時までとなっている。</p> <p>また、投票事務は、密な連絡調整による適正な管理執行の観点から、職員の事務従事が望まれるが、職員数の減少に伴い、今後、事務従事体制が整わない状況が予想される。</p>	
改革の趣旨	職員数の減少、期日前投票の浸透状況等を踏まえ、住民理解を求めらる中で投票時間の繰り上げ、一部投票所の統合等を検討し、経費の削減及び職員による投票事務体制の維持を図る。	
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>平成19年4月の県議会議員選挙から投票時間の繰り上げ(短縮)の実施、平成21年4月の市長・市議会議員選挙から市内114投票所から80投票所へ再編等一定の整理を行った。</p> <p>今後においては、選挙事務改善について努力するものとし、第2期大綱への掲載は行わない。</p>
対応方針	<p>(1) 市民の意向を最大限に考慮するとともに、投票率の低下を招かないよう可能な限りの措置を講じながら、一部投票所の投票時間の繰り上げ及び投票所の統合を検討する。</p> <p>(2) 市民の利便性向上に配慮し、駐車場が確保されている施設及びバリアフリー施設への投票所の変更並びに投票所の規模の見直し(分割)を検討する。</p>	
その他の留意事項		
参考事項	<p>H19.4 県議会議員選挙から 投票時間の繰り上げ ～16時 0所 1所 ～17時 5所 4所 ～18時 54所 98所 ～19時 20所 11所 ～20時 35所 0所 合計 114投票所 投票事務従事者の人件費の抑制 1時間短縮 20所 2時間短縮 30所 効果額： 914千円</p>	<p>H21.4 市長・市議会議員選挙から 投票所の統合 庄原 36 30 西城 17 10 東城 33 17 口和 9 7 高野 7 5 比和 6 6 総領 6 5 合計 114 80(34) ・投票立会人、事務従事者人件費の減 4,531 ・投票所経費の減 83 ・ポスター掲示場費の減 580 H17年度執行衆議院選挙経費との比較： 5,194千円</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	8. 事務改善	7. 事務事業の見直し
小項目	(1) 事務手続(補助金申請等)の簡素化	(3) 市役所事務事業の充実
現状と課題の概要	一部の補助金申請等において、添付書類、提出書類が多く、市民の負担となっている場合がある。しかし、補助金については、公金交付という性格上、押印及び申請資格・交付要件等の正確な把握が必要となっている。	現在、庄原市の行政機関は、一部施設の業務及び戸籍事務等を除き平日の午前8時30分から午後5時15分までの事務取扱となっており、来庁を必要とする申請等を行う場合、市民の多くに休暇取得等の負担を強いることとなっている。
改革の趣旨	手続の簡素化による住民負担の軽減を図るため、現行手続を再点検し、可能な範囲で改善を図る。	需要の多い一部の業務について、時間外窓口の実施やインターネットの活用などにより市民の利便性の向上を図るとともに、正確な事務処理の遂行に重点をおき、ヒューマンエラー防止のため統一的な事務マニュアル整備、様式の統一等を行う。
前期大綱の実績及び今後の方向性		施設の使用・減免、補助金、申告書等の申請様式を市ホームページへ掲載、広報へ補助金申請ガイドを掲載する等、市民の利便性の向上に一定の成果があったと考えられる。しかしながら、市民アンケートにおいても、事務手続きの煩雑さ、来庁手続きの負担の声が寄せられており、一層の利便性の向上を目指す。
対応方針	(1) 早急に所管課において申請手続き、処理及び提出書類等の状況を再点検し、課題整理を行うとともに、随時、簡素化・改善を図る。 改善の例 定例的に交付する補助金等については、住所氏名等の記入は担当課で行い、押印のみの申請を可とする方法等を検討する。 添付書類は、必要最小限に留めるとともに、担当者の確認や写しで対応を検討する。 申請の関係様式を見直し、提出書類の枚数を抑えることに等に留意する。 押印の省略について検討する。	(1) 月数回程度の住民票申請窓口、農林業関係部門等の取扱時間の延長 (2) 広島県・市町電子申請システム()の活用等インターネットを利用した手続きの充実 (3) 一般的な事務取り扱いの共通化と事務取り扱いマニュアルの作成 (4) 様式の統一化(例規整備) (5) 電子決裁システムの導入に向けた検討 (6) ごみ収集カレンダーを庄原市総合カレンダーとし、イベント、当番医、時間外窓口実施日などを掲載
その他の留意事項		
参考事項		広島県・市町電子申請システムとは、NTTデータが開発したシステムに広島県及び県内の市町が参加したもので、イベントの参加申込、施設の利用申請等が可能

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)												
大項目	9. 公社・第三セクター等の見直し	掲載なし												
小項目	(1) 西城市民病院の健全経営	掲載なし												
現状と課題の概要	<p>診療報酬の減額改訂に加え、医師臨床研修制度の影響による医師不足及び看護師、医療技術者の確保が困難な中で外来・入院とも患者が減少し、一般会計からの繰入金等、継続的な経営支援を要している。</p> <p>経営改善に向けた現在の取り組みは、おおむね次のとおり。</p> <p> 広大医学部との連携強化</p> <p> 医師・看護師等の募集方法の拡大(インターネットの活用等)</p> <p> 病院分にかかる交付税と繰入基準の明確化</p> <p> 病院機能評価の受診の検討</p> <p> 地方公営企業法の全部適用の検討(市長部局からの分離による職員の意識改革)</p> <p> 遠隔医療の機能充実</p> <p> 地域連携室の設置検討</p>													
改革の趣旨	経営改善による基盤の安定を図り、市立病院として地域医療の確立と地域包括ケアを推進する。													
前期大綱の実績及び今後の方向性	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取組概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度</td> <td>西城市民病院中期経営改善計画の策定</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>西城市民病院検討委員会(内部組織)を設置 コンサルによる経営診断の実施</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>経営診断の結果に沿った取組み 精神病棟及び療養病床の転換老健への取組み 2回目の経営コンサル導入 平成25年度以降の経営計画の方向性の策定</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>精神病棟の廃止及び療養病床を介護老人保健施設へ転換 経営改革検討本部と経営改革検討委員会を設置し、経営改革プランを策定</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>地方公営企業法全部適用対応。 (H21.4.1)</td> </tr> </tbody> </table>		取組概要	17年度	西城市民病院中期経営改善計画の策定	18年度	西城市民病院検討委員会(内部組織)を設置 コンサルによる経営診断の実施	19年度	経営診断の結果に沿った取組み 精神病棟及び療養病床の転換老健への取組み 2回目の経営コンサル導入 平成25年度以降の経営計画の方向性の策定	20年度	精神病棟の廃止及び療養病床を介護老人保健施設へ転換 経営改革検討本部と経営改革検討委員会を設置し、経営改革プランを策定	21年度	地方公営企業法全部適用対応。 (H21.4.1)	<p>前期大綱期間中の取り組みは、左のとおりであり、平成21年度に地方公営企業法全部適用をはじめ様々な経営改善施策を実施している。しかしながら、交付税の病院事業にかかる病床数減少の特例措置終了等依然として厳しい財政運営を強いられることが予想される。</p> <p>今後においては、地方公営企業法全部適用を果たせたことから、病院事業管理者において、不断の経営努力を行うこととし、市長部局においては、繰出金の精査、各種経営報告を定期的に検証することとし、第2期大綱には、本項目の掲載は行わないこととする。</p>
	取組概要													
17年度	西城市民病院中期経営改善計画の策定													
18年度	西城市民病院検討委員会(内部組織)を設置 コンサルによる経営診断の実施													
19年度	経営診断の結果に沿った取組み 精神病棟及び療養病床の転換老健への取組み 2回目の経営コンサル導入 平成25年度以降の経営計画の方向性の策定													
20年度	精神病棟の廃止及び療養病床を介護老人保健施設へ転換 経営改革検討本部と経営改革検討委員会を設置し、経営改革プランを策定													
21年度	地方公営企業法全部適用対応。 (H21.4.1)													
対応方針	<p>(1) 平成18年度において経営診断を実施し、安定経営に向けた方針、方向性等を明らかにする。</p> <p>(2) 収益の増、コストの縮減及び同コストでのサービス向上に努め、地域の中核医療施設として住民福祉に寄与する。</p>													

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	9. 公社・第三セクター等の見直し	8. 公社・第三セクター等の見直し
小項目	(2) 公社・第三セクターの運営の見直し	(1) 公社・第三セクターの運営の見直し
現状と課題の概要	合併協議に基づき、すべての公社・第三セクターを新市に引き継いでいるが、一部にあっては、活動の低下、経営の悪化等を生じている。	各第三セクターが抱える課題を明らかにするとともに、経営改善を図るべき第三セクターについては、公共性・公益性の観点から更なる指導・助言を行う必要がある。
改革の趣旨	活動・経営状況の情報公開に努めるとともに、課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直しによって、適正かつ安定的な経営を図る。	前期と同様の内容で掲載
前期大綱の実績及び今後の方向性		合併後、統合や解散、出資返納等により第三セクターの数は13まで減少している。今後においても地方分権改革の意義や官民の役割分担明確化の観点からも、将来的には設立目的を概ね達成した第三セクターから完全民営化への移行について研究する必要がある。また、公社については、一定の整理が完了後、解散に向けた検討を行う必要がある。
対応方針	(1) 経営課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直し等に関し、出資比率に応じた対応を図るとともに、個別の改善計画を検討する。 (2) 同種、同目的の団体等について、統合を含めた効率化を検討する。	(1) 経営課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直し等に関し、出資比率に応じた対応を図るとともに、個別の改善計画を検討する。 (2) 同種、同目的の団体等について、統合を含めた効率化を検討するとともに、所期の目的を達成した第三セクターは、完全民営化への移行を検討する。 (3) 経営内容を調査し、緊急に経営改善が必要な第三セクターについては、経営健全化への指導、事後監査の厳正化を図る。
その他の留意事項		
添付資料		

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	10. 市民との協働	9. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進 本項の市民とは、まちづくり基本条例に規定する市民をいい、市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人、住民自治組織および事業者を意味する。
小項目	(4) まちづくり基本条例(仮称)の制定	(1) まちづくり基本条例の実践
現状と課題の概要	住民自治の理念に沿った市民の「意思」と「責任」に基づく「協働のまちづくり」を推進するためには、基本理念の明確化と実現に向けた制度や仕組み、さらには市民・議会・行政の責任と役割、行政運営のあり方などを示した基本的な規範(まちづくり基本条例)の策定が有効であり、全国的にも取り組みが進められている。	平成24年4月に本市のまちづくりの最高規範である「庄原市まちづくり基本条例」を制定した。「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要がある。
改革の趣旨	市民と行政の協働のまちづくり推進を基本に、市民の意見が十分に反映できる手法をもって、まちづくり基本条例の制定に取り組む。	まちづくり基本条例の理念に則りまちづくりを実践するため、市民意識の向上と市職員の意識改革に取り組む。
前期大綱の実績及び今後の方向性		本市のまちづくりの最高規範である「庄原市まちづくり基本条例」の制定を行った。今後については、本条例に謳われる具体的な方策の実践に向けて全市を挙げて取り組む必要がある。
対応方針	(1) 条例制定により、具体的なルールと方向性を示し、協働のまちづくりを推進する。 (2) 基本条例であること、最高法規性を持つこと等を考慮し、取り組みの過程において市民の意思・意見を反映することを前提とする。 (3) 公募委員を含めた委員会を設置し、審議過程の情報開示のほか、広範な市民意見の聴取・反映に努める。	まちづくり基本条例に謳う「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「人権尊重の原則」、「男女共同参画の原則」に沿ったまちづくりを実践する。 (1) 市民の参画意識の啓発、市職員の協働意識の向上に取り組む。 (2) 既存事業について、協働の視点で見直し、協働のまちづくりを促進する。 (3) 市民(NPO法人・まちづくり活動団体等を含む)・議会・行政が課題解決に向けて話し合う場の設定
その他の留意事項		
添付資料		

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
大項目	10. 市民との協働	9. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進
小項目	(1) 情報公開と情報提供の推進 (2) 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大	(2) 市民への適切な情報提供と参画機会の拡大
現状と課題の概要	〔情報公開と情報提供の推進〕 (1) 情報公開 新市の一体感の醸成、協働のまちづくりを推進するためには、行政と市民が情報を共有する必要があるが、条例等で定めたものを除き、公開・提供の基準や手法が定められておらず、職員・所管課の判断により実施しているのが現状である。 (2) 情報提供の手法 広報紙、回覧文書、ホームページ、オフトーク通信（西城・東城）、防災行政無線（口和・高野・比和・総領）、公共施設へのパソコン設置及びマスコミ（新聞・テレビ）の活用等によって情報提供に努めているが、庄原地域は各戸への放送施設がなく、また、ホームページの内容充実の面で課題を生じている。 〔市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大〕 現在、市政懇談会、ふれあい市長室、出前トーク等を実施するとともに、市民参画の審議会・委員会等を設置し、市民の意見聴取機会、参画機会の提供に努めているが、全庁的なパブリックコメント制度は導入していない。 行政運営は、市民のニーズ、意見等を的確に把握し、各種施策に反映させることが基本であり、パブリックコメント制度の導入についても検討の必要がある。	庄原市まちづくり基本条例に定める協働のパートナーである市民との強固な信頼関係と市民参画のために適切な情報の提供を行うため様々な手法により情報提供を行う必要がある。 (1) 情報発信 提供すべき情報は、情報公開請求を待たずに公表していく意識をもち、市民への説明責任を果たしていく。 (2) 情報提供の手法 情報の受け手に応じた手法により情報提供を行い情報のバリアフリー化を推進する。 (3) 情報告知システムの検討 サービス終了が予定されているオフトーク通信（西城・東城）、デジタル化を要する防災行政無線（口和・高野・比和・総領）、また、庄原地域は各戸への放送施設がなく、これらの告知システムの今後のあり方について検討を要する。 (4) 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大 行政運営は、市民のニーズ、意見等を的確に把握し、各種施策に反映させることが基本であり、庄原市パブリックコメント手続実施要綱に定めるパブリックコメントを有効に活用するとともにインターネット等利用した意見聴取を積極的に実施する。

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理 (案)
改革の趣旨	〔情報公開と情報提供の推進〕 行政情報 (特に行政コストを含めた事務事業に関する情報) を積極的に公開・提供し、行政と市民の情報共有に努めることで、市民理解と住民サービスの向上を促進する。 〔市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大〕 市民ニーズ、意見等を把握し、協働のまちづくりを推進するため、多様な手法を設定し、市民の意見聴取機会、参画機会の拡大に努める。	行政情報 (特に行政コストを含めた事務事業に関する情報) を積極的に公開・提供し、行政と市民の情報共有に努めることで、市民理解と住民サービスの向上を促進するとともに、市民ニーズ、意見等を把握し、協働のまちづくりを推進するため、多様な手法を設定し、市民の意見聴取機会、参画機会の拡大に努める。
前期大綱の実績及び今後の方向性		平成 18 年度に庄原市パブリックコメント手続実施要綱を制定し、積極的な市民意見の聴取に努めるとともに、庄原市ホームページのリニューアルを行い、利用しやすさと画面の展開速度が格段に向上した。今後においても時代に即した情報提供ツールの導入に努めるとともに、情報告知システムのあり方について早急に検討を行う。
対応方針	〔情報公開と情報提供の推進〕 (1) 積極的に公開・提供すべき情報の基準及び手法を検討する。 (例 重要施策・計画等の決定経過及び結果等) (2) 情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図る。 (3) 市民との情報共有を推進するため、わかりやすく積極的な情報提供に努める。 (4) 市民からの情報提供や意見聴取の機会を設定し、発信する情報内容の充実を図る。 (5) 平成17年度に地域情報化計画 (環境の整備計画) を策定し、18年度以降、提供する情報の検討・整理を行う。 〔市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大〕 (1) 市民の意見を施策等へ反映するとともに、協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定する。 基本方針を定めてパブリックコメント制度の導入を図る。 ワークショップの募集・設置を推進する。 (2) 審議会・委員会を設置する場合は、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る。	(1) 市民にとって有益な情報は、公開請求を待たず積極的な公開に努める。「情報公開」から「情報発信」へ (2) 情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図るとともに、情報公開制度に迅速に対応しうる文書管理を行う。 (3) 文書の電子化を推進する。 (4) 市民からの情報提供や意見聴取の機会を設定し、発信する情報内容の充実を図る。 (5) オフトーク通信、防災行政無線等の告知システムの今後のあり方について早急に検討を行う。 (6) ホームページ、電子メール等を活用した情報の発信に努める。 (7) 市民の意見を施策等へ反映するとともに、協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定する。 基本方針を定めたパブリックコメント制度を積極的に活用する。 ワークショップの募集・設置を推進する。 (8) 審議会・委員会を設置する場合は、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る。 (9) インターネットを活用した市民意見の聴取を積極的に行う。

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
その他の留意事項	〔情報公開と情報提供の推進〕 正しい情報を速やかに発信することによる市民サービスの向上を図る。	まちづくり基本条例の基本原則である「情報共有の原則」の趣旨を尊重し、正しい情報を速やかに発信し、的確な市民ニーズの把握に努める。
添付資料		<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市ホームページアクセス数の調べ資料 104ページ ・庄原市パブリックコメント手続実施要綱資料 105ページ~106ページ ・パブリックコメント実施状況 資料 107ページ ・市政懇談会 資料 108ページ ・出前トーク実施状況 資料 109ページ ・情報告知システムの概要の現況 庄原地域 なし 西城・東城地域 オフトーク通信 口和・高野・比和・総領地域 防災無線

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)
大項目	6. 民間委託の推進	9. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進
小項目	(1) 事務事業(施設管理を除く)の民間委託 民間企業(団体を含む)等の活用による効果的な行政運営の推進	(3) 市民との協働の推進
現状と課題の概要	事務・事業の委託内容及び委託先等は、合併時に詳細な検討・見直しが行われていない。 公の施設管理については、合併後、段階的な指定管理者制度の導入検討を行っているが、職員削減や行政と市民・民間の協働による行政運営が求められる中において、給与計算等の定型的業務や給食調理業務など、事務事業の全般に関し、民間委託推進の取り組みが必要となっている。	まちづくり基本条例の施行に伴い、官民の役割分担の明確化が重要な課題となっている。民間にやれること、公がやることを明らかにし、お互いの立場を確認し、情報共有を行い協働によるまちづくりを推進する。
改革の趣旨	事務事業の総点検により官民の役割と責任を明確に示した上で、相互の専門性や経験を最大限に発揮し、活かすことのできる合理的なサービス提供システムを構築する視点をもって民間委託を推進する。	事務事業の総点検により官民の役割と責任を明確に示した上で、相互の専門性や経験を最大限に発揮し、活かすことのできる合理的なサービス提供システムを構築する視点をもって協働のまちづくりを推進する。
前期大綱の実績及び今後の方向性		前期大綱に計画した、事務事業(施設管理を除く)の民間委託のうち給食調理業務の民間委託等、一部分については実施できたが、事務事業の総点検による全般的な検討は未実施となっており、また、市民アンケートにおいても、民間でできることは、民間への積極的なアウトソーシングを推進すべきとの意見が多かったことから、「重点実施項目」に位置づけている「行政評価事業」と「行政組織の再編整備」との方向性の調整を行いながら、協働のまちづくりを推進する。
対応方針	(1) 事務事業の総点検を行うとともに、委託事業の選定、効果額、委託先の選定基準等を含めた基本方針を定める。 (2) 委託事業は、原則として、職員削減の目標数の前倒し、若しくは目標数以上の削減が期待できる場合に導入する。 (3) 給食調理業務については、民間委託(市100%出資法人含む)への移行を基本とし、当面、調理員の採用は行わない。 (4) 協働の視点で、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の最適化を実践するとともに、市100%出資法人の活用を図る。	(1) 事務事業の総点検を行うとともに、委託事業の選定、効果額、委託先の選定基準等を含めた基本方針を定める。 (2) 委託事業は、行政コストの削減又は市民サービスの向上が図れるものについて実施する。 (3) 協働の視点で、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の最適化を実践する。
その他の留意事項	(1) 職員削減による経費の節減を図る。 (2) 同コストの場合の市民サービスの向上を図る。	前期と同様の内容で掲載

	第 1 期大綱掲載内容	第 2 期大綱整理(案)												
大項目	10. 市民との協働	9. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進												
小項目	(2) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	(4) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進												
現状と課題の概要	<p>すべての地域を対象に88の自治振興区が設立され、それぞれ地域課題の解決や地域づくりをめざした活動が実践されている。</p> <p>自治振興区の規模や歴史に違いがあり、情報の共有化や自治振興区の役割、個別活動など、十分な市民理解と参加が得られていない面もある。</p>	<p>すべての地域を対象に自治振興区が設立された。現在、22自治振興区に再編され、それぞれ地域課題の解決や地域づくりを目指した活動が実践されている。自治振興区設立から8年が経過し、自治振興区の活動に対する意識が醸成されたこと、自治振興区が再編され、地域づくりに関する総合的な調整機能や体制が確立されつつある。</p>												
改革の趣旨	<p>地域づくりに関し、自治振興区が総合的な調整機能や体制を確立・維持できるよう、行政の役割の明確化を図り、適切な助言・支援に努める。</p>	<p>自治振興区の地域力を高めるため自助・共助・公助の役割の明確化を図り、適切な助言・支援に努める。</p>												
前期大綱の実績及び今後の方向性		<p>自治振興区設立から8年が経過し、当初88の自治振興区が設立されたが、その後の再編により22の自治振興区となり、また、公民館の自治振興センター化も完了し、地域づくりに関する総合的な調整機能や体制、活動拠点の整備が成された。今後においても「地域住民が自らの責任による地域づくり」のため自治振興区相互の連携や行政との協働のパートナーとしての関係を深め、住民自治の確立を進める。</p>												
対応方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 活動促進</td> <td>自治振興区活動支援策を継続的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>2. 活動方針の明確化</td> <td> <p>地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応方針	1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。	2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 活動促進</td> <td>自治振興区活動支援策を継続的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>2. 活動方針の明確化</td> <td> <p>地域づくりの目標を明確にするため、地域振興計画に沿った取り組みを支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内外・関係団体等との交流を促進する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応方針	1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。	2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、地域振興計画に沿った取り組みを支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内外・関係団体等との交流を促進する。</p>
項目	対応方針													
1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。													
2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。</p>													
項目	対応方針													
1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。													
2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、地域振興計画に沿った取り組みを支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内外・関係団体等との交流を促進する。</p>													

対応方針	第 1 期大綱掲載内容		第 2 期大綱整理 (案)	
	項目	対応方針	項目	対応方針
	1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。	1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。
	2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。</p>	2. 活動方針の明確化	<p>地域づくりの目標を明確にするため、地域振興計画に沿った取り組みを支援する。</p> <p>地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内外・関係団体等との交流を促進する。</p>
	3. 行政との協働関係	<p>協働のまちづくりを行うための基本理念、仕組みづくり、市民・議会・行政の責任と役割を明確にするため、まちづくり基本条例等を制定する。</p> <p>地域の自治活動における自治振興区の組織的な役割を明確にし、多様な地域づくり活動を自治振興区の組織に位置づけるなど、地域自治、地域経営の主体として集中化を促進する。</p>	3. 行政との協働関係	<p>協働のまちづくりを行うための基本理念、仕組みづくり、市民・議会・行政の責任と役割を明確にするため、まちづくり基本条例を基底としたまちづくりを実践する。</p> <p>協働は責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、単に行政事務の合理化のための手段とならないよう留意し推進する。</p> <p>行政事務事業の総点検を行い、自治振興区等で担える事業については、積極的な協力・連携を模索する。</p>
	4. 中核的拠点づくり	<p>中核的な拠点機能を担う施設として、モデル的に庄原地域の公民館を自治センターへ移行し、自治振興区による地域づくりを実践する。</p> <p>参考・公民館数 庄原 8 西城 1 東城 7 口和 1 高野 2 比和 1 総領 1</p>	4. ネットワーク・サポート体制の充実	<p>自治振興区連合協議会の強化・充実に行い、自治振興区相互及びまちづくり関係団体とのネットワーク体制とサポート体制の充実にを図る。</p>
	5. リーダーの育成	<p>活動及び運営に必要な研修会の実施と研修機会を提供する。</p> <p>自治振興区間相互の交流を促進し、活動状況、組織運営等について研修する機会を提供する。</p>	5. リーダーの育成	<p>活動及び運営に必要な研修会の実施と研修機会を提供する。</p> <p>自治振興区間相互の交流を促進し、活動状況、組織運営等について研修する機会を提供する。</p>
	6. 情報の共有化	<p>自治振興区の計画づくりへの参加と取り組み活動を地域住民へ周知する手法を確立する。</p> <p>行政内部において、自治振興区との連携及び情報の共有化を図る手法を確立する。</p>	6. 情報の共有化	<p>自治振興区の計画づくりへの参加と取り組み活動を地域住民へ周知する手法を確立する。</p> <p>行政内部において、自治振興区との連携及び情報の共有化を図る手法を確立する。</p>

	第1期大綱掲載内容	第2期大綱整理(案)								
対応方針のつづき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 組織の再編・整備</td> <td> <p>将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏等を勘案する中で、自治振興区の適正な規模、再編について、自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。</p> <p>自治振興区活動交付金の配分算定について、適正規模の視点で調整を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応方針	7. 組織の再編・整備	<p>将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏等を勘案する中で、自治振興区の適正な規模、再編について、自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。</p> <p>自治振興区活動交付金の配分算定について、適正規模の視点で調整を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 振興交付金</td> <td> <p>地域実情を考慮しつつ人口減少その他社会情勢の変化、活動内容の変化に対応した算定のあり方について、調整を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応方針	6. 振興交付金	<p>地域実情を考慮しつつ人口減少その他社会情勢の変化、活動内容の変化に対応した算定のあり方について、調整を図る。</p>
項目	対応方針									
7. 組織の再編・整備	<p>将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏等を勘案する中で、自治振興区の適正な規模、再編について、自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。</p> <p>自治振興区活動交付金の配分算定について、適正規模の視点で調整を図る。</p>									
項目	対応方針									
6. 振興交付金	<p>地域実情を考慮しつつ人口減少その他社会情勢の変化、活動内容の変化に対応した算定のあり方について、調整を図る。</p>									
その他の留意事項										
添付資料										